

自己の関係する機関の事案に関する取扱いについて（案）

博士課程教育リーディングプログラム委員会

博士課程教育リーディングプログラム委員会規程第 7 条及び第 10 条に規定する「自己の関係する機関」の範囲及び運用を次のように定める。

1. 範囲

- (1) 委員が当該機関の専任又は兼任の役職員として在職（就任予定を含む。）している場合
- (2) 委員もしくは委員の所属機関が申請プログラムの実施に関与している場合
- (3) その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

2. 運用

委員は上記に留意し、利益相反の事実あるいは可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事案についての審査・評価（ヒアリングを含む）を行わないこととし、会議においても当該事案に関する個別審議については加わらないこととする。

（その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合の例）

委員が、申請プログラムの学長もしくはプログラム担当者との関係において、次に掲げる例示に該当すると自ら判断する場合は、審査・評価に加わらないこととする。

- ・ 親族関係、もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- ・ 密接な師弟関係